平成２９年（フ）第４５号
香川県仲多度郡まんのう町中通956番地
債務者　西村　公一
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後１時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙丸　雄介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月７日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第２２４号
宮城県塩竈市藤倉１丁目３番23号
債務者　疋田　　淳
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　清午
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月31日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１５号
宮城県東松島市矢本字大溜213番地２、前住所宮城県東松島市大曲字堰の内南30番地91
債務者　三浦　由紀
1　決定年月日時　平成29年５月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２９年（フ）第３号
北海道奥尻郡奥尻町字奥尻456番地
債務者　福士　孝光
1　決定年月日時　平成29年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２８年（フ）第１７３号
新潟県小千谷市大字桜町1237番地２　レオパレスＫＡＷＡＳＡＫＩ105号
債務者　柳田　賢太
1　決定年月日時　平成29年５月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第３７号
新潟県長岡市琴平３丁目６番１号
債務者　渡邉　大輔
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第４４３号
愛知県春日井市如意申町６丁目17番地15　ヤマヨシヴィレッジＣ棟101号
債務者　松岡　祐喜
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５９１号
愛知県春日井市下条町２丁目１番地３　ロジュマンＩ103号
債務者　中﨑　直美
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５４号
岡山県倉敷市中庄1380番地48
債務者　小坂　光弘
1　決定年月日時　平成29年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第６４号
岡山県倉敷市連島１丁目13番10号　グランデ・ルミエール101号室
債務者　弘瀬　友貴
1　決定年月日時　平成29年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第７７号
岡山県倉敷市中島884番地３
債務者　藪田　　恵
1　決定年月日時　平成29年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第３４２号
さいたま市北区櫛引町２丁目251番地４　クラークケント602号
債務者　池田　利彦
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４０５号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地２―35―503
債務者　茂呂　幸男
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５０７号
さいたま市南区神明２丁目２番５号
債務者　齋藤富美子
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２８２号
埼玉県草加市八幡町204番地　パラディ八幡302号、旧住所埼玉県草加市青柳３丁目21番12号
債務者　中野　正幸
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２２３号
埼玉県川越市大字的場2207番地３（グリーンハイツ105号室）
債務者　福田　良孝
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第７３号
高知市みづき３丁目403番地10
債務者　刈谷　淑子
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
高知地方裁判所破産係